

さいたま市ナラ枯れ防除対策支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、カシノナガキクイムシ（以下「カシナガ」という。）が媒介するナラ菌により引き起こされるナラ枯れ被害の拡大を防止することを目的に防除対策を行った森林所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林 森林法（昭和26年法律第249号）第2条に規定する森林（国又は地方公共団体の管理に属するものを除く。）をいう。
- (2) 健全木 カシナガの穿孔を受けていないナラ・シイ・カシ類をいう。
- (3) 被害木 ナラ枯れの被害として、穿入穴から木くずが出ているナラ・シイ・カシ類であって枯死後1年以上経過していないものをいう。
- (4) 防除対策 私有林におけるナラ・シイ・カシ類のナラ枯れ被害の拡大を抑制するために行う次のいずれかの措置をいう。
 - ア 健全木に対し行う、殺菌剤の樹幹注入による枯死を防ぐための措置
 - イ 健全木又は被害木に対し行う、粘着シート被膜によるカシナガの穿入又は周囲への脱出を予防するための措置
 - ウ 被害木に対して行う、殺虫剤の散布によりカシノナガキクイムシを駆除し、周辺の健全木へのナラ菌拡散を防ぐ措置
 - エ 被害木に対し行う、伐採、薬剤によるくん蒸、焼却、破碎によるカシナガの駆除をするための措置

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、さいたま市内の森林を所有又は管理する者で、当該森林につき、次条に規定する補助対象となる防除対策を実施した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

- (2) 補助対象者に暴力団員（さいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの

（補助対象及び補助金の額）

第4条 補助の対象となる防除対策の内容及び補助金の額は、次のとおりとする。

区分	防除対策	対象樹木	補助対象経費の内容	補助額	補助限度額
予防	殺菌剤の樹幹注入	健全木	賃金、薬剤費、資材費及び事業雑費	別表措置基準の範囲内で実施した防除対策に要する経費	30万円
	粘着シート被覆	健全木、被害木			
	殺虫剤散布	被害木			
駆除	伐採、薬剤によるくん蒸、焼却、破砕	被害木	伐倒費、薬剤費、くん蒸費、焼却費（必要な搬出費及び運搬費を含む。）、事業雑費、賃金及び資材費	別表措置基準の範囲内で実施した防除対策に要する経費に2分の1を乗じた額	

- 2 補助金の交付は、予算の範囲内において行うものとする。
- 3 第1項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 予防及び駆除の両区分は、同時に申請することができる。この場合において、補助金の限度額は、30万円とする。
- 5 防除対策に係る補助金の交付申請は、一年度につき1回限りとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、さいたま市ナラ枯れ防除対策支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防除対策の内容及び経費が確認できる次のア～ウの書類

ア 予防区分に基づく対策を申請者が直接実施する場合は、購入を予定している薬剤・資材の製品名、個数及び費用がわかる資料

イ 予防区分に基づく対策を事業者への委託により実施する場合は、見積書

- ウ 駆除区分に基づく対策を実施する場合は、見積書
- (2) 防除対策に係る実施箇所を示した位置図
 - (3) 区分が予防である場合は健全木又は被害木の状況等が分かる写真、区分が駆除である場合は被害木の状況等が分かる写真
 - (4) 交付対象者が土地を管理する者の場合又は補助対象の土地が共有である場合は、土地所有者の同意書（様式第2号）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請があった場合において、書類の審査及び現地調査を行い、補助金の交付又は不交付を決定したときは、さいたま市ナラ枯れ防除対策支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（防除対策の変更等）

- 第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、やむを得ない理由により当該防除対策を変更又は中止しようとするときは、さいたま市ナラ枯れ防除対策支援補助金変更申請書（様式第4号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、当該防除対策の変更又は中止を承認し、又は承認しないときは、さいたま市ナラ枯れ防除対策変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（指示及び検査）

第8条 市長は、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な指示をし、又は書類等の検査を行うことができる。

（完了報告）

- 第9条 交付決定者は、防除対策の完了後、速やかにさいたま市ナラ枯れ防除対策完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類（防除対策を交付決定者が直接実施した場合にあっては、第3号から第5号までの書類）を添えて、市長に報告しなければならない。
- (1) 防除対策に係る契約書又はこれに代わる書類（原本）
 - (2) 防除対策に要した経費の明細書（原本）
 - (3) 防除対策に要した経費の領収書（原本）

- (4) 防除対策の実施前及び実施後の写真並びに撮影箇所を示した位置図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する完了報告書の提出があったときは、当該完了報告書を審査して補助金の額を確定し、さいたま市ナラ枯れ防除対策支援補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の交付額の確定通知を受けた交付決定者は、さいたま市ナラ枯れ防除対策支援補助金交付請求書（様式第8号）により、市長に補助金を請求することができる。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(書類の整備及び保管)

第14条 交付決定者は、補助金の交付を受けた防除対策に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、当該防除対策の完了の日の属する年度の翌年から5年間保管しておかなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

付則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 1 月 10 日から施行する。

付則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

防除対策の措置基準

1 殺菌剤の樹幹注入

使用薬剤はウッドキング DASH を標準とし、その薬剤使用量は、1 孔あたり 0.5ml とし、ナラ枯れ被害木の胸高直径に応じて次表のとおりとする。

胸高直径	孔数	胸高直径	孔数
20 cm未満	4 孔	40 cm以上 50 cm未満	11～16 孔
20 cm以上 30cm 未満	5 ～ 6 孔	50 cm以上 60 cm未満	17～26 孔
30cm 以上 40 cm未満	7 ～10 孔	60 cm以上	4 cm増すごとに 1 孔

2 粘着シート被覆

使用資材は、カシナガホイホイ、むしむしホイホイを標準とし、その使用量は、根際からカシナガの潜入孔が確認できる高さまで隙間なく覆うことができる量とすること。

ただし、カシナガは地際に近いほど激しく穿孔することから、その上限は 2 mとする。

3 被害木のくん蒸処理

使用薬剤はヤシマ NCS (農薬登録第 19249 号) またはキルパー 40 (農薬登録第 24080 号) とする。

4 被害木への殺虫剤散布

使用薬剤は園芸用キンチョール E (農薬登録第 15975 号) とする。